

## 9章 防水工事

### 1. 共通事項

#### 9. 1. 1 一般事項

この章は、アスファルト防水、改質アスファルトシート防水、合成高分子系ルーフィングシート防水、塗膜防水及びケイ酸質系塗布防水の防水工事並びにシーリング工事に適用する。

また、1章[各章共通事項]と併せて適用する。

#### 9. 1. 2 基本要件品質

##### (1) 防水工事

(ア) 防水工事に用いる材料は、所定のものであること。

(イ) 防水層は、所定の形状及び寸法を有し、所要の仕上り状態であること。

(ウ) 防水層は、取合い部を含め漏水がないこと。

##### (2) シーリング工事

(ア) シーリング工事に用いる材料は、所定のものであること。

(イ) シーリング部は、所定の形状及び寸法を有し、所要の仕上り状態であること。

(ウ) シーリング部は、漏水がないこと。

#### 9. 1. 3 施工一般

(1) 降雨又は降雪が予想される場合、下地の乾燥が不十分な場合、気温が著しく低下した場合、強風又は高湿の場合、その他防水に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、施工を行わない。

(2) 防水層の施工は、監督職員の検査を受ける。

(3) 防水層の施工後、機材等によって防水層を損傷しないように注意する。